

○広報にしはらの有料広告掲載に関する要綱

平成18年3月30日

要綱第5号

改正 平成18年12月25日要綱第20号

(趣旨)

第1条 この要綱は、西原町広報事務規程(平成18年西原町規程第18号)第6条第4項の規定に基づき、「広報にしはら」に掲載する広告について必要な事項を定めるものとする。

(掲載基準)

第2条 次の各号のいずれかに該当するものは掲載しないものとする。

- (1) 公共性を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動及び宗教活動に関係のあるもの
- (3) 暴力団その他反社会的団体が関与すると認められるもの
- (4) 個人、団体等の意見広告及び名刺広告に類するもの
- (5) 公序良俗に反するもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業に関するもの
- (7) 青少年の健全育成上好ましくないもの
- (8) 誇大表示、不当表示その他表現方法が不適切なもの
- (9) 人権を害するおそれのあるもの
- (10) 第三者の氏名、写真、談話、商標、著作物等を無断で使用しているもの
- (11) 法令等に違反し、又は抵触すると認められるもの
- (12) その他町長が広告掲載として適当でないと認められるもの

(規格等)

第3条 次に掲げる広告の規格等は、別に定める。

- (1) 広告の規格
- (2) 広告の掲載料
- (3) 広告の位置
- (4) 広告の作成方法等

(広告の募集)

第4条 広告の募集及び掲載等は、直接広報紙の発行を担当する課が行う方法又は当該業務の取扱いを希望するものとの契約により行う方法のいずれかとし、その選択は年度ごとに決定する。

2 広告の募集は、広報にしはら、西原町ホームページ等により行う。

(広告掲載の優先順位)

第5条 広告を掲載する優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びそれに類するもの
- (2) 公共的性格を有する企業及びそれに類するもの
- (3) 前号の規定に該当しない企業及び自営業で、町内に事業所を有するもの
- (4) 第2号の規定に該当しない企業及び自営業で、町内に事業所を有しないもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が掲載する広告として適当であると認めるもの

もの

2 前項において同一の基準で広告掲載が適当であると認められるものが複数ある場合は、広告掲載期間の長い広告を優先する。この場合において、当該期間が同一のときは抽選により決定する。

(掲載の申込み)

第6条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、町が指定した期日までに、遅滞なく次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 広報にしはら広告掲載申込書(様式第1号)

(2) 町が指定する方法により作成した広告案

(広告掲載の審査及び決定)

第7条 広告の審査及び掲載の可否は、西原町広報審査会において決定する。

(掲載決定の通知)

第8条 町長は、速やかに掲載の可否を、広報にしはら広告掲載可否決定通知書(様式第2号)で申込者に通知しなければならない。

(掲載料の納入)

第9条 掲載を決定された申込者(以下「広告主」という。)は、掲載決定後、町長が指定する期日までに、町の発行する納付書により広告掲載料を一括納入するものとする。ただし、複数月にわたり継続掲載する者又は町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(掲載料の返還)

第10条 広告掲載料は、原則として返還しない。ただし、町長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(掲載期間)

第11条 広告掲載期間は、1月単位とし、連続する掲載期間は各年度において12月以内とする。

(広告主の責任等)

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(掲載決定の取消し)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条の規定による広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 町長が指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。

(2) その他町長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

(適用除外)

第14条 広告業務の取扱いを希望する者との契約により広告掲載を行う場合においては、第6条から第10条までの規定は適用しない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年要綱第20号)

この要綱は、公布の日から施行する。